

県から市町村への  
権限移譲推進計画

平成 1 1 年 3 月

宮 城 県

# 県から市町村への権限移譲推進計画

## 目 次

### 計画の策定に当たって

ー地方分権の推進と市町村との新たな協力関係の確立のためにー	1
-------------------------------	---

県から市町村への権限移譲推進計画	3
------------------	---

1 県から市町村への権限移譲推進についての基本的な考え方	3
------------------------------	---

2 計画の推進期間	3
-----------	---

3 県から市町村へ移譲する権限の判断指標	3
----------------------	---

4 県から市町村へ移譲する具体的な権限等	4
----------------------	---

5 県から市町村へ移譲する方法	5
-----------------	---

6 県の市町村に対する支援策	5
----------------	---

7 県から市町村への権限移譲に対する財源措置	6
------------------------	---

8 計画の今後の見直し	6
-------------	---

(別紙) 県から市町村へ移譲する権限	7
--------------------	---

## 計画の策定に当たって

### －地方分権の推進と市町村との新たな協力関係の確立のために－

地方分権を推進していく上での基本理念は、地方分権推進法第2条の規定によれば、「国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ」、「各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし」、「地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること」とされている。この基本理念の下、なにゆえに地方分権を推進していかなければならないのかと言えば、国際・国内環境の急速な変貌に伴う新たな時代の要請に従来の中央集権型行政システムでは的確な対応が困難であると考えられているからである。

そこで、地方分権を推進するため、地方分権推進委員会は、機関委任事務制度の廃止と従前の機関委任事務の新たな区分、国と地方公共団体の新たな手続きルール、必置規制の見直し、地方税財源の充実確保、都道府県と市町村の関係、公共事業のあり方等について5次にわたる勧告を行い、このうち、1次から4次までの勧告の内容に沿ったかたちで、平成10年5月に「地方分権推進計画」が閣議決定されている。この計画を踏まえた地方分権一括法案が現在、国会に提出されており、同法案は成立すれば平成12年4月に施行される見込みとなっている。さらに、5次勧告についても、これに対応する「第二次地方分権推進計画」が平成11年3月26日に閣議決定されているところである。以上のように、地方分権は計画の段階からまさに新たな実行の段階を迎えつつあるといえる。

このような流れの中、本県でも地方分権を推進する必要性が強く認識され、平成7年度に県及び市町村の職員で構成する「県・市町村行政課題研究会権限移譲研究部会」を設置し、県から市町村への権限移譲について具体的な研究、検討を重ね、平成10年3月にはその成果を「権限移譲推進に関する調査研究報告書」として取りまとめている。また、同年12月に策定した「宮城県行政改革推進計画」においても、市町村との新たな協力関係の確立に向けて、県から市町村への権限移譲の推進を重要な柱として位置づけている。

一方、市町村においても、県から市町村への権限移譲を望む声が次第に高まってきている。例えば、平成9年6月に本県が実施した「新しい県政創造運動－宮城の行政改革

ーに関する市町村長アンケート調査」の結果では、県の行政改革として重点的に実施すべき項目として、「市町村への権限移譲」が、「県民の立場に立った需要の的確な把握」、「外郭団体等の整理・統合」に次いで、3番目に挙げられている。また、平成10年4月に開催された宮城県市町村長会議において、県市長会長（仙台市長）と県町村会長（柴田町長）からそれぞれ「地方分権の推進、県と市町村との協力関係・役割分担」、「市町村への権限移譲の推進」について意見が述べられ、加えて同年7月には県町村会から具体的な権限の移譲について県知事に対する要望がなされている。

このような県から市町村への権限移譲に対する相互理解の深まりの下に、県と市町村との協力関係により、本県独自の権限移譲を積極的に推進することを目的として、ここに「県から市町村への権限移譲推進計画」を策定するものである。

# 県から市町村への権限移譲推進計画

## 1 県から市町村への権限移譲推進についての基本的な考え方

地方分権の推進のためには、住民に身近な行政はできる限り身近な地方公共団体において処理することを基本とすべきであり、特に基礎的地方公共団体である市町村に対する権限移譲をより積極的に推し進める必要がある。

市町村への権限移譲は、国における法改正等により行われるものもあるが、地方分権を一層推進するためには、市町村への権限移譲について都道府県と市町村が協力して自ら積極的に取り組むことが求められている。

このため、本県では、市町村との新たな協力体制の確立－パートナーシップ改革－に向けて、市町村の意向を尊重しながら、県から市町村への権限移譲に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、以下のとおり必要な法制上及び財政上の措置等を講ずるものとする。

## 2 計画の推進期間

本計画の推進期間は、平成11年度から平成13年度までの3か年とする。

## 3 県から市町村へ移譲する権限の判断指標

地方公共団体が処理する事務のうち、市町村において適切に処理され得るものについては、極力、市町村が処理することを原則とし、特に、以下に掲げる判断指標（メルクマール）に該当する権限については、より積極的に県から市町村へ移譲する。

- (1) 住民の生活に密接に関連する事務で、市町村に移譲することにより、住民の利便性が向上するもの
- (2) 市町村が現に相当程度関与している事務で、市町村に移譲することにより、行政の効率性、迅速性が増すもの
- (3) 事務の性質が広域的なものではなく、市町村に移譲することにより、市町村独自の個性的な地域づくり・くらしづくりを可能にするもの

(4) 市町村から移譲の要望があったもの

#### 4 県から市町村へ移譲する具体的な権限等

本計画に基づき県から市町村へ移譲する具体的な権限、対象市町村及び移譲する時期については、別紙に掲げるとおりとする。

ただし、移譲する時期を「平成13年4月を目途」としている権限については、関係法の改正の状況等を踏まえ、改めて市町村長の意見を聞いた上で、移譲する時期等を決定する。

#### 5 県から市町村へ移譲する方法

県から市町村へ移譲する方法としては、地方自治法第153条第2項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村長に委任することとする。その形式については、「市町村長に対する事務委任規則（昭和55年規則第11号）」に基づき委任し、あらかじめ住民に対して周知する。

この委任を行うに当たっては、現行制度上、市町村の同意は必要とされていないが、県と市町村はそれぞれに独立した地方公共団体であり、対等の関係にあることから、個々の事務の移譲について関係市町村長の意向を確認する。なお、別紙に掲げる移譲する権限については、計画の策定に先立ち関係市町村長の意向を確認しているものである。

また、「地方分権一括法案」において、県から市町村への権限移譲に関しては、条例により事務委託を行うこととなっていることから、同法の施行に合わせ、当該規則を廃止し、新たに条例を制定する。

#### 6 県の市町村に対する支援策

県は、市町村が移譲事務を円滑に執行できるよう、次の支援策を講ずることとする。

##### (1) 説明会等の開催又は文書等による内容説明

市町村へ権限を移譲するに当たり、関係市町村の職員に対して説明会若しくは研修会を開催し、又は文書により事務内容の説明を行うものとする。また、説明会等を開催する場合には、開催場所等についても十分配慮する。

(2) 事務処理マニュアル等の作成

市町村へ権限を移譲するに当たり、必要に応じて、事務処理の詳細について示した事務処理マニュアル（手引き）等を作成する。

(3) 市町村規則準則等の提示

市町村が移譲事務を執行するに当たり、新たに条例や規則を制定しなければならない場合には、必要に応じて、その準則等を提示する。

(4) 人事交流の実施

一定の資格や高度な専門的知識・技術を有する職員を必要とする事務を移譲する際には、市町村の求めにより、県は、市町村から事務習得のための職員派遣を受け入れるとともに、必要に応じて、県から業務援助のための職員を派遣する。この場合、県と市町村間の「相互人事交流制度」の積極的な活用を図る。

(5) 市町村による事務の共同化の支援

住民の利便性や行政の効率性の観点から市町村で処理した方がよい事務であっても、その事務の性質によって、単独の市町村で事務を行うより、複数の市町村で共同して執行したほうがよいものについて、市町村による事務の共同化を円滑に行えるよう、支援を行う。

(6) 権限移譲する事務の処理における支援・協力

県は、権限移譲に関する市町村からの相談等に対して、移譲時はもちろんのこと、移譲後も積極的に応じるとともに、特に、重大又は異例な事態が生じ、当該市町村では対応が困難な場合には、適切な支援、協力を行う。

また、市町村に対する支援、協力を円滑に行うために、総括的に調整が必要な事項等については総務部市町村課内に、個別の事務の具体的な事項等についてはその事務を所管する担当課内に、それぞれ相談等に応じる担当者を置くとともに、当該担当者の職・氏名等を市町村に対して明示する。

## 7 県から市町村への権限移譲に対する財源措置

県から市町村への権限移譲を行うに当たっては、事務を受け入れる市町村の財政負担について十分な配慮が必要である。

県は、従来から市町村において移譲する事務の処理に要する経費については、移譲事務交付金として、関係市町村に財源措置を行ってきたところであるが、本計画策定に当たり、より明確で適切な財源措置を講じるよう、「宮城県移譲事務交付金制度」を次のとおり改正する。

### ※ 改正後の交付方法の概要

〔経常経費 + 初年度調整費〕により交付

#### (1) 経常経費

##### ① 変動費

- 各事務を処理するのに要する費用について交付
- 各事務ごとに、〔1件処理単価×実績件数〕により算出
- 1件処理単価 = 〔人件費 + 旅費 + 需用費・役務費〕
  - ・ 人件費の算出方法

職員1人当たりの年間人件費 ÷ 年間稼働日数 × 1件当たり所要日数

##### ② 固定費

- 法令集の更新・加除経費、住民からの問合せへの対応等、処理件数の多少にかかわらず要する費用について交付

#### (2) 初年度調整費

移譲に伴い必要となる職員研修、図書の整備等に要する費用について交付

## 8 計画の今後の見直し

県から市町村への権限移譲をより一層推進するために、本計画を着実に実施するとともに、この計画に盛り込まれた事項にとどまらず、市町村の意見を十分聞きながら、随時、計画を見直していくこととする。



(別紙)

## 県から市町村へ移譲する権限

### 1 平成11年4月に移譲する権限

#### (1) すべての市町村へ移譲する権限

特定工場の新設届出の受理に関する権限（工場立地法6条1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則3条1項ほか）

#### (2) 都市計画区域の指定を受けた市町村へ移譲する権限

① 都市計画法53条1項・65条1項の規定による許可に付随する権限（都市計画法70条、80条1項ほか）

② 区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可に伴う権限（土地区画整理法76条2項ほか）

③ 市街地再開発促進区域内の建築の許可に関する権限（都市再開発法7条の4）

④ 都市再開発の測量のための土地の立入り等の許可に関する権限（都市再開発法60条1項、同条2項）

⑤ 市街地再開発事業施行区域内の建築行為の許可に関する権限（都市再開発法66条1項、同条2項ほか）

#### (3) 特定中小企業活性化促進地域が存在する市町村へ移譲する権限

特定産業集積の進出計画の承認に関する権限（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法23条4項、25条4項ほか）

#### (4) 仙台市及び石巻市へ移譲する権限

字界の変更の届出の受理に関する権限（地方自治法260条1項、同条2項）

### 2 平成12年4月に移譲する権限

#### (1) すべての市町村へ移譲する権限

① 煙火消費の許可に関する権限（火薬類取締法25条1項、43条1項ほか）

② 建設用びょう打ち銃用空包の許可に関する権限（火薬類取締法17条1項、25条1

項、43条1項ほか。一部の市町村につき調整中)

- ③ LPガスの設備工事の届出の受理に関する権限（液化石油ガスの保安の確保及び取引の確保に関する法律38条の3、38条の10ほか）
- ④ 浄化槽の設置の届出の受理に関する権限（浄化槽法5条1項ほか）
- ⑤ 身体障害者相談員の委託に関する権限（身体障害者福祉法12条の3）
- ⑥ 中小企業等協同組合の設立認可に関する権限（中小企業等協同組合法27条の2ほか）

(2) 商工会が存在する市町村へ移譲する権限

- ① 商工会の臨時総会招集の承認に関する権限（商工会法42条3項ほか）
- ② 商工会の定款変更の認可に関する権限（商工会法44条3項ほか）

(3) 仙台市及び石巻市へ移譲する権限

優良宅地の認定に関する権限（租税特別措置法28条の4ほか）

(4) 石巻市及び塩竈市へ移譲する権限

特定建築物の計画の認定に関する権限（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律5条3項、6条ほか）

(5) 石巻市へ移譲する権限

- ① 開発許可に関する権限（都市計画法29条ほか）
- ② 個人又は組合施行による土地区画整理事業の施行の認可に関する権限（土地区画整理法4条1項ほか）

3 平成13年4月を目途に移譲する権限

(1) すべての市町村へ移譲する権限

- ① 知的障害者への日常生活用具の給付に関する権限（知的障害福祉法15条の3）
- ② 農地の権利移動の許可に関する権限（農地法3条）
- ③ 農地の賃貸借の解約等の許可に関する権限（農地法20条）